

令和 6 年度
函館市指定障害福祉サービス事業者等集団指導

資料 4

令和 7 年 3 月 31 日 経過措置期限を迎える事項および 4 月以降の変更点等



地域連携推進会議

- 令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定により、障害者支援施設および共同生活援助事業所において、地域との連携等に資するため、地域連携推進会議の開催および同会議の構成員がおおむね 1 年に 1 回以上、障害者支援施設や共同生活住居を見学する機会を設けることが義務付けられました。
- 令和 6 年度においては経過措置による努力義務でしたが、令和 7 年度からは経過措置の満了により義務化となります。
- これに関連しましては、厚生労働省から「地域連携推進会議の手引き」が示されておりますので、ご確認ください。なお、地域連携推進会議の構成員に対し就任や参加を依頼する場合は、厚生労働省の参加依頼文例（フォーマット）をご活用のうえ、会議の開催等にお取組みいただきますようお願ひいたします。

就労選択支援

- 対象者 R 7. 10～ 就労継続支援B型利用申請前に原則利用
R 9. 4～ 就労継続支援A型、就労移行支援における標準利用期間
を超えて利用する意向のある者は原則利用
- 実施主体 障害者就労支援に一定の経験・実績を有し、地域における就労支援に係る社会資源や雇用事例などに関する情報提供が適切にでき、過去3年間において3人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させている就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、障害者就業・生活支援センター事業の受託法人等

就労選択支援

○人員配置・要件

サービス管理責任者配置は不要

就労選択支援員…常勤換算で利用者数を15で除した数以上

就労選択支援員養成研修修了者

○中立性の確保

- ・自法人が運営する就労系障害福祉サービス等へ利用者を誘導しない仕組み
- ・必要以上に就労選択支援サービスを実施しない仕組み
- ・障害福祉サービス事業者等からの利益収受の禁止
- ・本人へ提供する情報に偏りや誤りが無いようにするための仕組み

地域移行等意向確認担当者の選任等

- ・指定障害者支援施設等は、利用者の地域生活への移行に関する意向や施設外のサービスの利用状況等の把握および施設外におけるサービスの利用に関する意向の定期的な確認（以下「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。
- ・地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に関する指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に把握または確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。

就労支援員の資格

- 令和7年4月1日から、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める研修（平成21年厚生労働省告示第178号）一のイに定める研修として実施される雇用と福祉の分野横断的な基礎的知識・スキルを付与する研修（基礎的研修）を受講していること。ただし、令和10年3月31日までは、経過措置として、基礎的研修を受講しなくとも、就労支援員の業務に従事できることとする。（解釈通知 第十 就労移行支援1（2）抜粋）

まとめ

厚生労働省ホームページ

「令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00009.html

「令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改正内容」

「令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」

(障害児支援含む)

内容をご確認の上、必要な体制等につきましては、

整備または準備をよろしくお願ひいたします。

